

生活困窮者就労訓練事業の認定に関する実施要領

平成30年10月1日一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の手續)

第2 就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業所ごとに作成した、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。）第20条に定める生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）を、岩手県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。なお、申請関係書類については、就労訓練事業の経営地のある市（盛岡市を除く。）を経由することもできる。

また、同一申請者が、岩手県内（盛岡市の所管する地域を除く。）の複数の事業所の認定を受けようとする場合、当該複数の事業所についての申請関係書類をまとめて知事に提出することができる。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、2の(7)及び(8)のみの添付で可とする。

- (1) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (2) 就労訓練を行う建物等の平面図及び写真
- (3) 事業所概要や組織図など事業の運営体制に関する書類
- (4) 貸借対照表、収支計算書及び予算書などの申請者の財政的基盤に関する書類
- (5) 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類
- (6) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (7) 誓約書（様式1）
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を命じるものとする。

(認定の対象)

第3 知事は、岩手県内（盛岡市の所管する地域を除く。）に所在する事業所に係る申請について認定する。

2 就労訓練事業の認定は、事業所ごとに行うものとする。

(認定基準)

第4 知事は、就労訓練事業の認定申請があった場合、当該事業の内容が次に掲げる認定基準に適合し、かつ当該申請手続がこの要領に違反していないと認めるときは、就労訓練事業として認定をするものとする。

2 就労訓練事業の認定基準は以下のとおりとする。

- (1) 就労訓練事業を行う者に関する要件
 - ア 法人格を有すること。
 - イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
 - ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
 - エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
 - オ 次のいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過していない者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (エ) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (キ) 破産者で復権を得ない者
- (ク) 役員のうち(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者がある者
- (ケ) (ア)～(ク)までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

(2) 就労等の支援に関する要件

ア 利用者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げる取組を行うこと。

- (ア) 利用者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
- (イ) 利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
- (ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、利用者に対する支援について必要な措置を講じること。

イ アに掲げる利用者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

(3) 安全衛生に関する要件

利用者（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

（認定通知等）

第5 知事は、就労訓練事業の認定を行ったとき又は行わなかったときは、申請者に対し、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式2）又は生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式3）により通知しなければならない。

（開始届）

第6 認定を受けた者（以下「認定就労訓練事業者」という。）は、第2種社会福祉事業として当該事業を行う場合は、社会福祉法第69条第1項の規定に基づき、事業開始の日から1月以内に、同法第67条第1項各号に掲げる事項を記載した生活困窮者就労訓練事業開始届（様式4）を知事に届け出なければならない。

2 就労訓練事業を利用する者が生活保護受給者を含め10人に満たない場合は、第2種社会福祉事業には含ま

れない。

(変更届)

第7 認定就労訓練事業者は、就労訓練事業について、則第22条第1号又は第3号から第5号まで掲げる事項について変更があった場合には、速やかに生活困窮者就労訓練事業変更届(様式5)により、同条第2号に掲げる事項について変更をしようとする場合には、あらかじめ生活困窮者就労訓練事業変更届(様式6)により、知事に届け出なければならない。

(廃止届)

第8 認定就労訓練事業者は、就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届(様式7)により、その旨を知事に届け出なければならない。

2 また、第2種社会福祉事業として就労訓練事業を実施する場合は、廃止の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づき届け出なければならない。

(報告徴収書)

第9 知事は、法の施行に必要な限度において、就労訓練事業を行う者又は就労訓練事業を行っていた者に対し、報告徴収書(様式8)を求めることができる。

(認定の取消)

第10 知事は、認定に係る就労訓練事業が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書(様式9)により当該認定を取り消すことができる。

(留意事項)

第11 認定就労訓練事業の運用に当たっては、本要領に定めるところによるほか、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」(平成30年10月1日付け社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知別添)に基づき実施するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。